

香港・ASEAN FTA にかかる調査報告書

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
ジェトロ香港事務所

はじめに

香港特別行政区政府は2017年11月、香港・ASEAN自由貿易協定（ASEAN Hong Kong Free Trade Agreement、以下、AHKFTA）およびASEAN・香港投資協定（ASEAN Hong Kong Investment agreement）に調印しました。両協定には、物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、紛争処理解決メカニズムに関する内容が盛り込まれています。このうちAHKFTAについては、調印後、ASEAN10カ国のうち4カ国が国内手続きを完了した時点で発効に向けた手続きが開始されることとなっており、最短で2019年1月での発効が見込まれています。

これまで香港は長期にわたり「中国へのゲートウェイ」として役割を担ってきましたが、両協定の発効後は、香港からASEANへのビジネスアクセスの向上とともに、香港の「ASEANへのゲートウェイ」としての役割発揮に期待が寄せられています。

加えてASEANは、中国政府が推進する「一帯一路」戦略における重要な地域として位置付けられており、香港政府は、同戦略に積極的に参画する姿勢を強めています。両協定の発効に伴い、ASEANにおける香港のプレゼンス向上につながることも期待されています。

本調査では、香港・ASEANの貿易・投資関係、両協定の概況および日本の中小企業による両協定の活用可能性について考察した結果について取りまとめました。

本調査が、両協定と香港の更なる活用を通じた中小企業の皆様のビジネスチャンス拡大の一助になれば幸甚に存じます。

2018年3月

ジェトロ ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
ジェトロ香港事務所

目 次

1. 香港と ASEAN の貿易・投資関係	1
a) 財貿易概況およびこれまでの推移	1
b) サービス貿易概況およびこれまでの推移	9
c) 直接投資概況およびこれまでの推移	12
2. 香港・ASEAN FTA の概況	16
a) AHKFTA 全体の概況	16
b) 物品貿易分野の譲許内容	18
c) サービス貿易分野の譲許内容	22
d) その他(経済技術協力、知的財産権等)	24
e) 投資に関する譲許内容	25
3. 日本の中小企業の FTA 活用可能性について	26
a) 日本企業の香港を活用した ASEAN 展開の事例	26
b) FTA を踏まえた日本企業の香港を活用した ASEAN 展開の可能性について	26

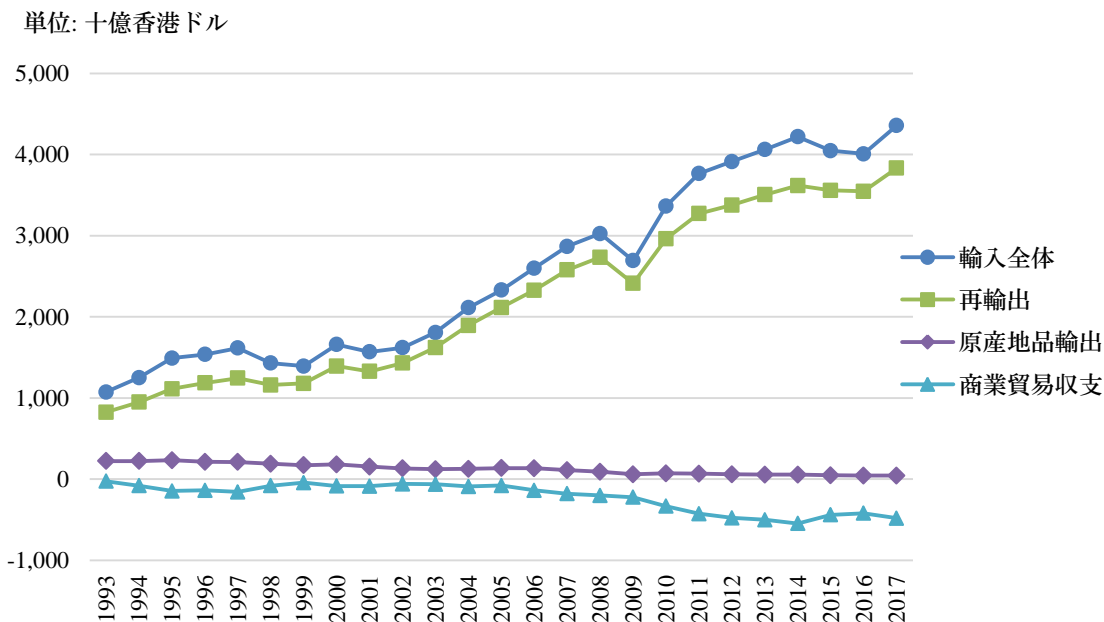
1. 香港とASEANの貿易・投資関係

a) 財貿易概況およびこれまでの推移

i) 香港の貿易

- 香港特別行政区（香港）は、輸出入をゼロ関税で行うことができる自由貿易港である。WTOの発足時からの加盟メンバーであり、1997年に中国へ返還された後も独自の貿易制度を維持してきた。
- また、香港経済は中国を含む対外貿易に大きく依存している。2017年の財貿易額は8兆2,329億香港ドル（うち輸入額4兆3,570億香港ドル、輸出額3兆8,759億香港ドル）と、名目GDPの309%に達している。
- 貿易額は過去10年間で輸出・輸入ともに約1.5倍となり、堅調に伸びている(図表1)。なお、貿易収支をみると、輸入が輸出を上回る傾向が続いており、2017年の貿易収支は4,811億香港ドルの赤字となっている。
- 香港の輸出は、原産地品¹の輸出と他国・地域から香港を経由して第3国・地域に輸出される再輸出品から構成される。1990年代前半には原産地品が輸出総額の20%近く(1993年時点で2,230億香港ドル)を占めていたが、2017年には全体の1%程(435億香港ドル)にまで低下している。
- 再輸出額は、輸入額とほぼ並行して増加しており、2017年には3兆8,324億香港ドルに達している。再輸出品の内訳は資本財、原材料および半製品、消費財などとなっている。

図表1: 香港の貿易額の推移

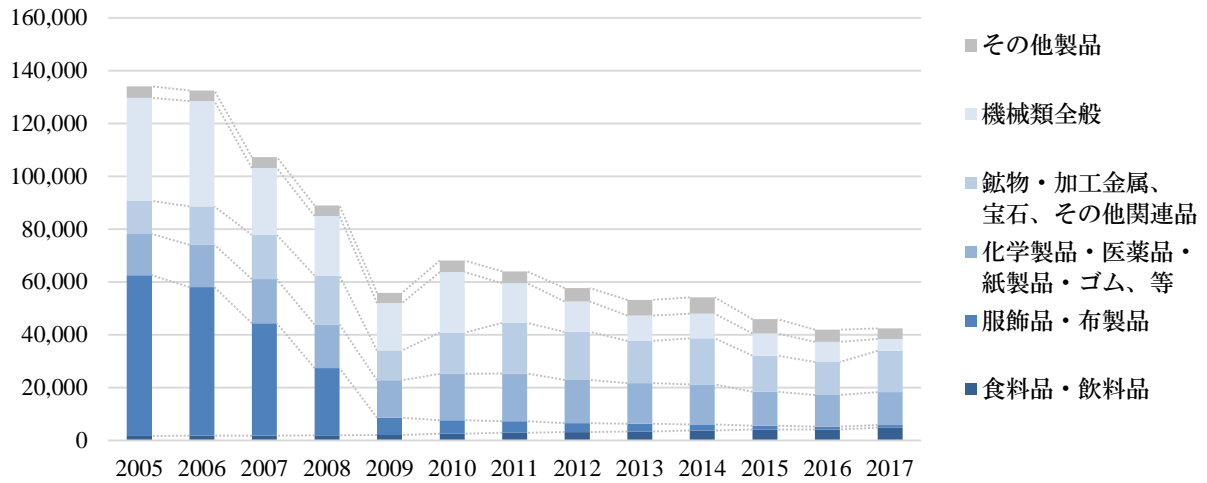


出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

¹ 香港の原産地品の定義は、①香港内の天然産品、もしくは②香港内で加工されることにより、基本的な原材料の形、性質、形状、あるいは、その効用が恒久的に変化したもの。ASEAN-香港 FTA(AHKFTA)の定める原産地品の定義とは異なり、必ずしも一致しない。

図表 2: 香港原産地品の品目別輸出額(全世界向け)

単位: 百万香港ドル



出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

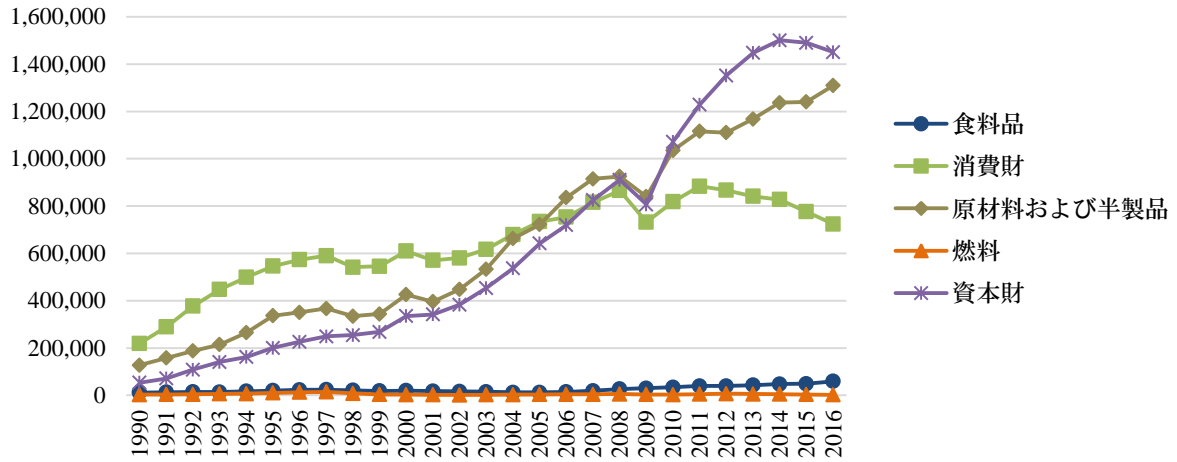
(単位: 百万香港ドル)

品目		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
食料品・飲料品	食料品	1,296	1,401	1,483	1,627	1,646	2,106	2,432	2,658	2,820	3,080	3,347	3,504	4,147
	飲料品	385	371	377	360	358	408	497	510	558	718	757	635	759
服飾品・布製品	布製品	4,646	4,086	3,558	3,040	2,157	1,929	1,505	1,388	1,206	821	598	563	605
	服飾品	56,239	52,233	38,889	22,325	4,480	3,240	2,787	1,986	1,659	1,391	879	525	318
化学製品・医薬品・紙製品・ゴム等	紙製品	6,402	5,642	5,025	4,671	3,647	4,249	4,594	3,921	3,468	3,291	3,071	2,791	2,991
	化学製品	6,546	7,512	8,611	8,665	7,466	9,753	9,637	8,196	7,871	7,003	5,679	5,154	5,253
	医薬品	1,398	1,515	1,750	2,042	1,977	2,297	2,513	2,923	2,704	3,465	2,918	3,029	3,347
	ゴムおよびプラスチック製品*	1,298	1,297	1,357	1,180	1,076	1,271	1,349	1,370	1,370	1,464	1,194	1,040	823
鉱物・加工金属、宝石、その他関連品	非金属鉱物製品	273	468	500	916	751	1,018	1,154	904	760	1,017	1,112	1,018	1,169
	基金属	4,241	5,596	6,648	7,621	3,810	6,734	9,066	7,935	6,115	7,989	5,201	5,127	7,213
	加工金属製品**	833	785	697	792	567	394	370	331	482	543	385	153	144
	宝石、貴金属、その他関連品	7,052	7,723	8,935	9,191	6,086	7,470	8,613	9,003	8,714	7,892	7,008	6,202	7,176
機械類全般	コンピューター、電子機械、光学品	30,753	31,087	19,862	16,571	13,712	16,200	9,058	7,049	5,160	3,996	3,542	3,373	3,073
	電気製品	5,798	5,949	2,596	2,465	1,841	1,603	1,037	919	930	867	873	741	448
	機械およびその他機器	2,486	2,787	2,853	3,516	2,394	5,100	4,904	3,487	3,498	4,414	3,953	3,474	978
その他製品	タバコ製品	1,568	1,669	1,874	1,866	1,986	2,201	2,495	2,951	3,093	3,280	3,452	3,319	3,119
	その他製品	2,771	2,389	2,225	2,053	1,871	2,170	1,961	2,137	2,732	2,964	2,018	1,251	904
製造業全体		133,985	132,508	107,239	88,902	55,824	68,143	63,971	57,666	53,139	54,192	45,985	41,897	42,469

*家具、玩具、スポーツ用品、文房具を除く **機械およびその他機器

図表 3: 香港再輸出品の貿易額の推移(品目別)

単位: 百万香港ドル



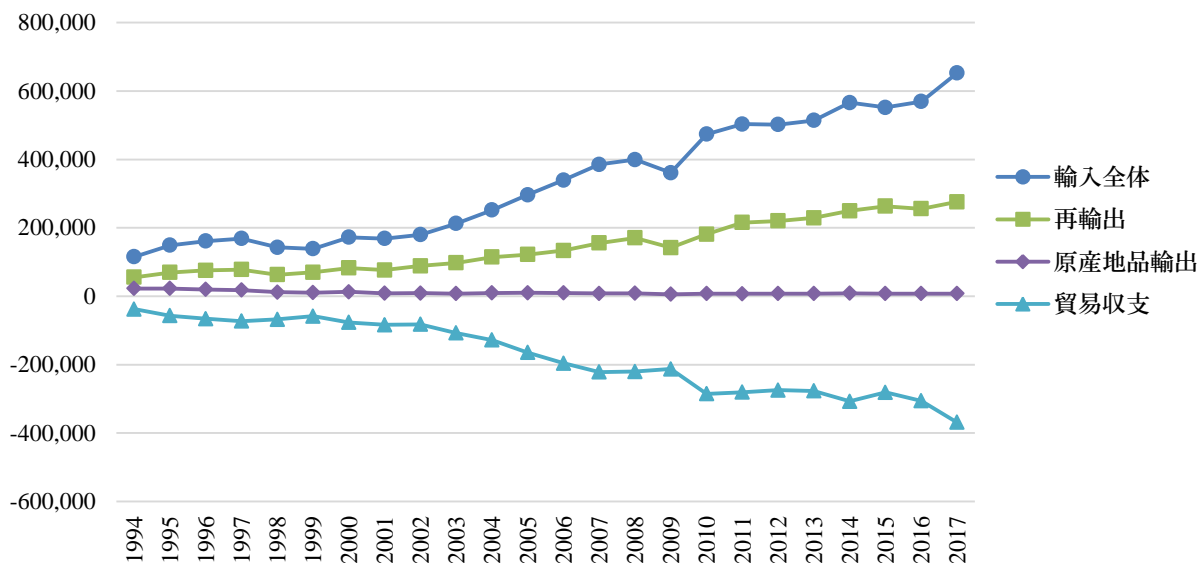
出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

ii) 香港の対 ASEAN 貿易

- 香港にとって ASEAN は中国に次ぐ第 2 位の貿易相手先であり、ASEAN にとって香港は 6 番目の貿易相手先である。香港側の統計では、2017 年の対 ASEAN 輸出額は前年比 8.0% 増の 3 兆 8,759 億香港ドル、輸入は同 8.7% 増の 4 兆 3,570 億香港ドル、貿易収支は 4,811 億香港ドルの赤字となっている。
- 直近 2 年で輸入金額が減少傾向であるものの、長期的には貿易金額全体は大きく伸びている。
- 対 ASEAN の貿易額を国別でみると(2017 年)、輸入および原産地品輸出ではシンガポールが最も多く、再輸出ではベトナムが最も多くなっている。(図表 5)

図表 4: 香港の対 ASEAN 貿易額の推移

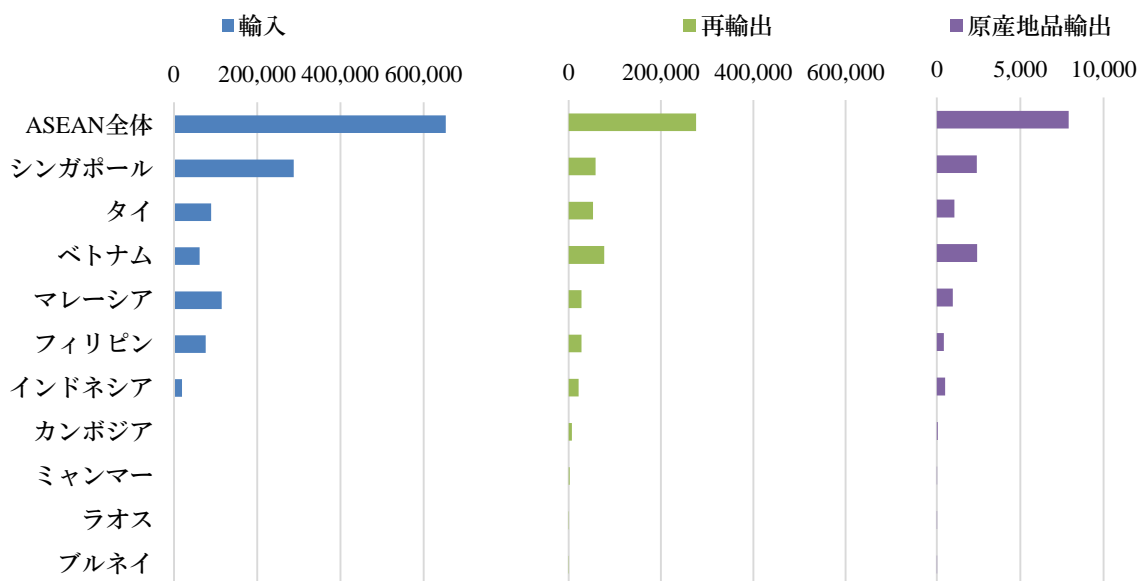
単位: 百万香港ドル



出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

図表 5: 香港の対 ASEAN 国別貿易額(2017 年度)

単位: 百万香港ドル



出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

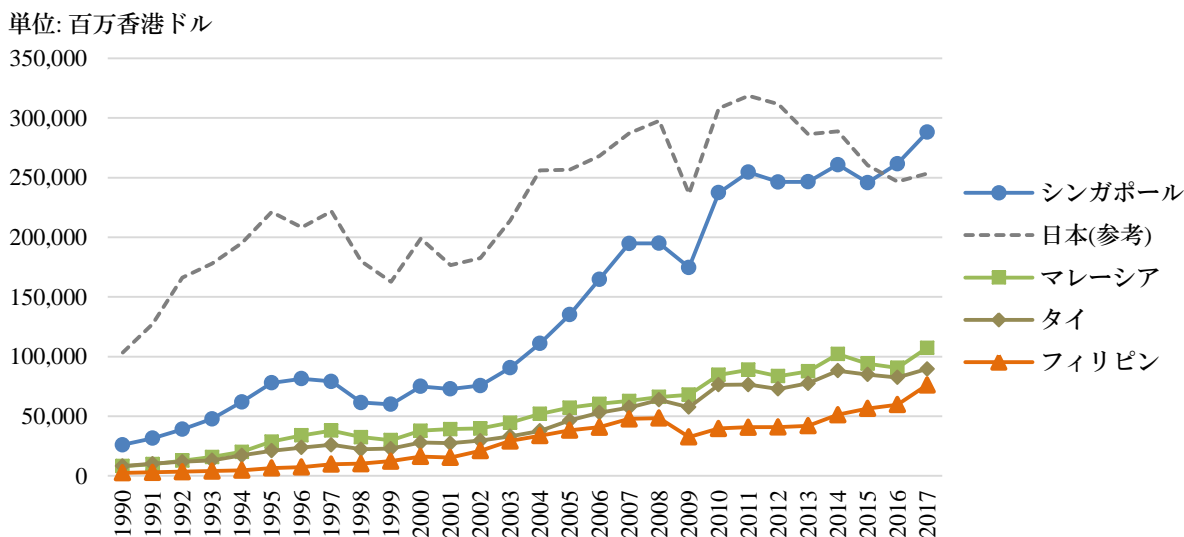
輸入

- 2017 年の ASEAN からの輸入額は前年比 14.6%増の 6,527 億香港ドルとなっている。国別にみると、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンは、香港の輸入相手先国・地域別でも上位 10 位に入っており、過去 10 年におけるこの 4 カ国からの輸入額は年平均で 5.5% 伸びている。特に、シンガポールが、ASEAN からの輸入額全体の約半分(46.0%)を占めてい

る(図表 6)。

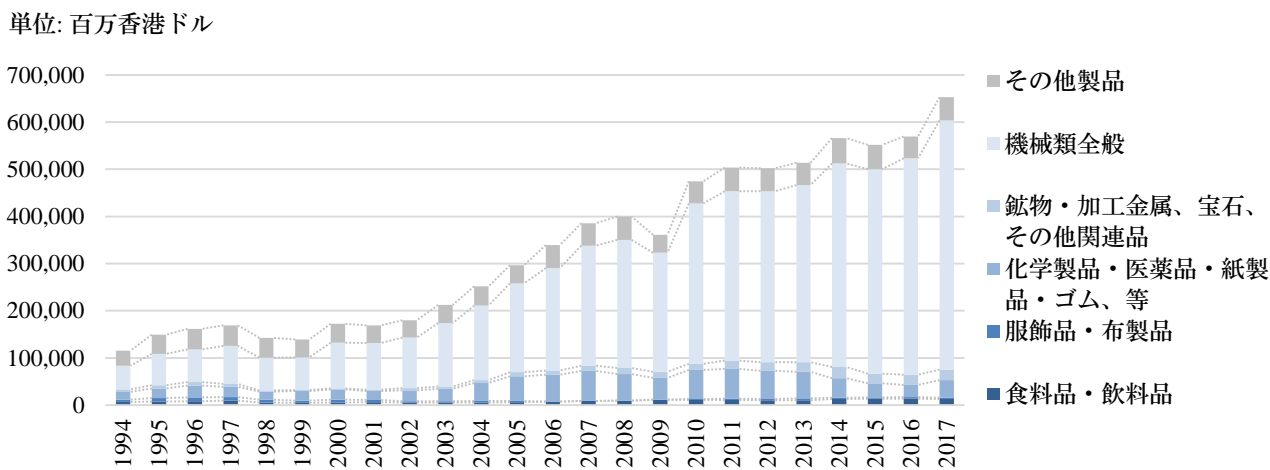
- 主な輸入品は、電子機械、電化製品、事務機械や自動データ加工機械等の電子部品が挙げられる。

図表 6: 香港の ASEAN からの輸入額推移 (主要国別)



出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

図表 7: 香港の対 ASEAN 輸入額の推移(品目別)



出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

(単位: 百万香港ドル)

品目		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	ミャンマー	ラオス
食料品・飲料品	食料品	1	76	2,786	643	1,297	404	5,303	2,021	172	0
	飲料品	0	0	0	424	0	1,498	0	0	0	0
服飾品・布製品	布製品	38	872	1,403	0	0	0	1,071	5,511	60	0
	服飾品	0	34	0	225	72	0	0	429	58	0

化学製 品・医薬 品・ 紙製品・ ゴム等	紙製品	0	0	152	0	0	0	0	0	0	0
	化学製品	0	10	157	3,457	62	30,236	2,136	228	2	6
	医薬品	0	0	103	290	0	1,025	0	0	0	0
	ゴムおよびプラス チック製品*	0	4	120	687	121	1,344	466	0	3	0
鉱物・加工 金属、 宝石、その 他関連品	非金属鉱物製品	0	0	4,540	0	0	0	0	0	0	0
	基金属	0	0	216	351	64	0	0	0	20	0
	加工金属製品**	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宝石、貴金属、 その他関連品	2	22	2,975	0	179	6,355	7,478	0	72	0
機械類 全般	コンピューター、電子 機械、光学品	4	112	0	8,307	8,366	16,703	18,150	1,580	188	0
	電気製品	4	513	2,490	10,833	6,740	14,402	14,508	13,697	78	1
	機械およびその 他機器	3	319	1,401	82,212	58,487	206,033	31,753	34,588	40	2
その他 製品	タバコ製品	0	3	859	0	0	464	0	0	0	24
	その他製品	0	46	2,163	5,884	887	9,645	8,776	3,595	8	0
製造業全体		52	2,011	19,365	113,313	76,275	288,109	89,641	61,649	701	33

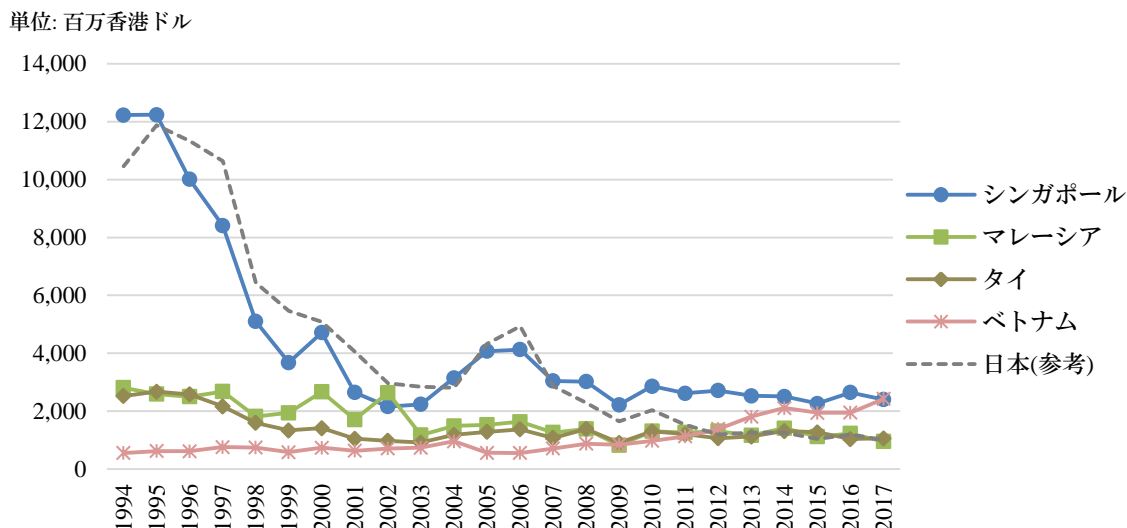
*家具、玩具、スポーツ用品、文房具を除く **機械およびその他機器

香港原産地品輸出

- 香港原産地品の対 ASEAN 輸出は、1990 年代前半には ASEAN への輸出総額の 30%程を占めていたが、2017 年には 2.8%に低下している。金額ベースでみた上位 3 カ国はベトナム、シンガポール、タイである（図表 8）。
- 主な輸出品は、たばこおよびたばこ製品、金属鉱石や金属スクラップ、宝石、金細工および銀細工製品、貴金属および半貴金属などが挙げられる²。

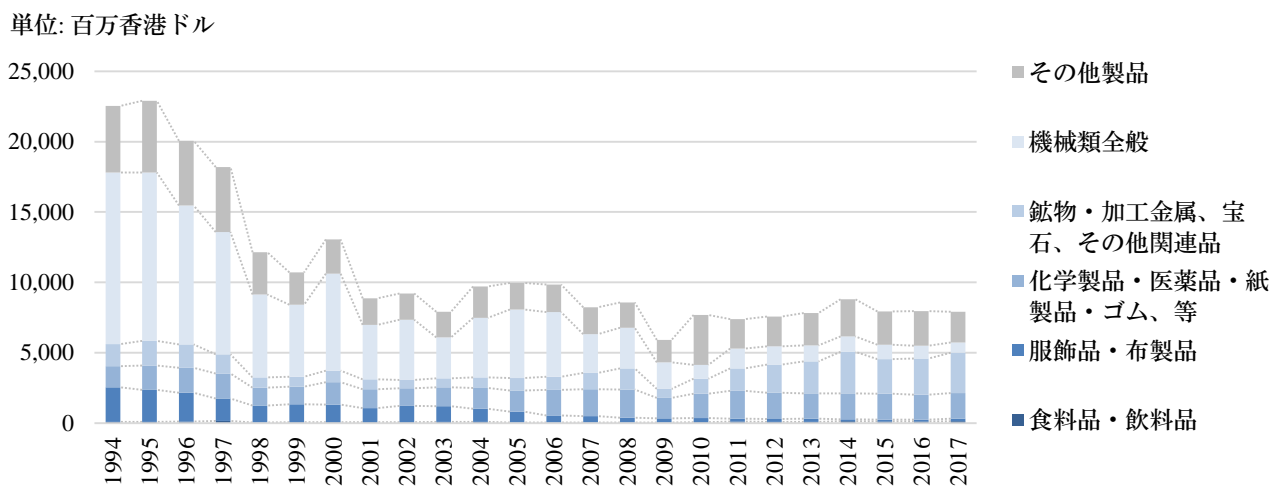
² 香港特別行政区工業貿易書発表資料より <https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/publications/factsheet/asean.html>

図表 8: 香港原産地品の ASEAN への輸出額推移 (主要国別)



出所:HKTDC Research のデータをもとに作成

図表 9 :香港の対 ASEAN 原産地品輸出の推移(品目別)



出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

(単位: 百万香港ドル)

品目		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	ミャンマー	ラオス
食料品・飲料品	食料品	0	2	9	34	5	50	6	9	0	0
	飲料品	2	0	2	2	27	22	5	0	0	0
服飾品・布製品	布製品	0	2	3	0	1	0	0	5	0	0
	服飾品	0	23	21	0	2	0	8	78	1	0
化学製品・医薬品	紙製品	0	9	21	11	9	10	40	127	2	1
	化学製品	25	3	76	182	122	639	208	229	8	0
	医薬品	0	14	16	33	8	36	15	6	0	0
紙製品・ゴム等	ゴムおよびプラスチック製品*	0	3	8	11	1	4	8	8	1	0

鉱物・加工 金属、 宝石、その 他関連品	非金属鉱物製品	0	0	1	6	0	0	0	4	0	0
	基金属	0	4	26	66	2	104	391	81	0	0
	加工金属製品**	0	0	278	0	0	0	0	1,218	0	0
	宝石、貴金属、 その他関連品	0	4	0	126	0	399	139	28	4	0
機械類 全般	コンピュータ、電子 機械、光学品	0	0	1	48	2	25	83	3	0	0
	電気製品	0	0	0	6	0	20	0	2	0	0
	機械およびその 他機器	0	0	1	367	117	63	74	22	0	0
その他 製品	タバコ製品	0	1	30	42	127	987	62	572	0	1
	その他製品	0	1	8	22	6	45	18	39	3	1
製造業全体		27	66	501	956	429	2,404	1,057	2,431	19	3

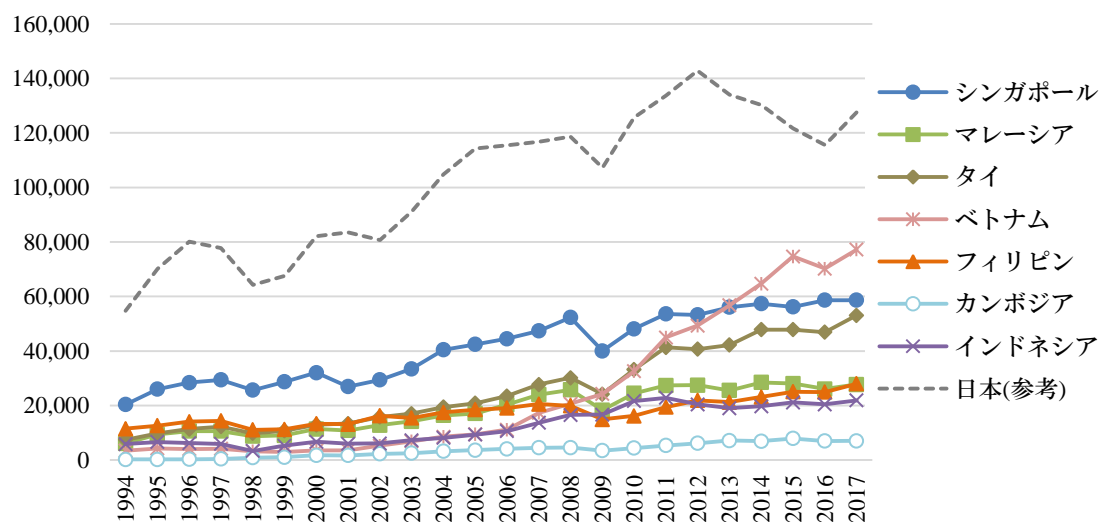
*家具、玩具、スポーツ用品、文房具を除く **機械およびその他機器

再輸出

- 2017年における再輸出品の香港からASEANへの輸出額を上位国別で見ると、ベトナム、シンガポール、タイの順に大きい。直近10年間においては、ベトナムへの再輸出額の伸びが顕著で、年平均15.8%増加している（図表10）。
- 2017年における品目別の再輸出品の輸出額をみると、2017年で鉱物・加工金属、宝石、その他関連品の金額最も大きく、1,760億香港ドルとなっている。

図表10: 香港の再輸出品のASEANへの輸出額推移(国別)

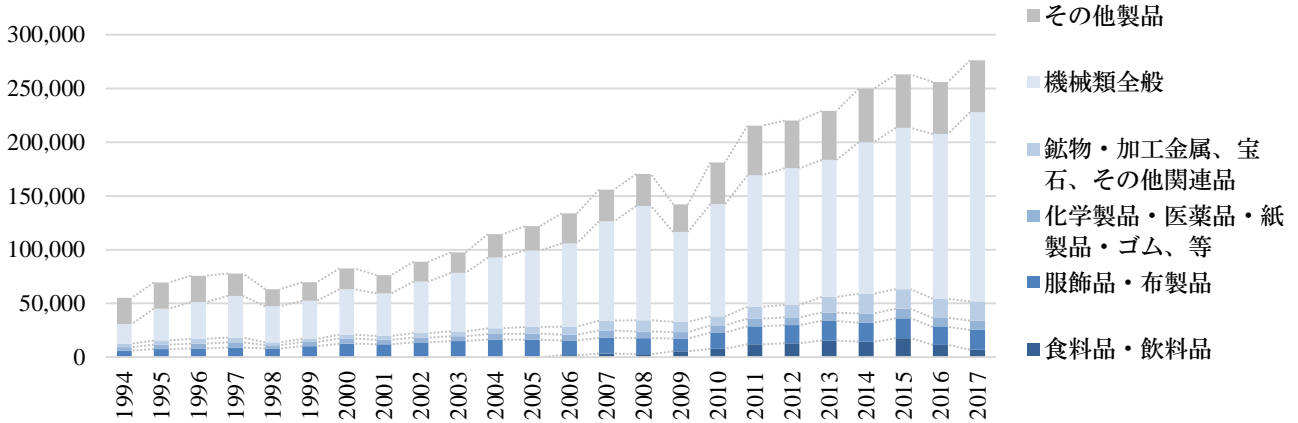
単位: 百万香港ドル



出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

図表 11 :香港の対 ASEAN 再輸出品輸出額の推移(品目別)

単位: 百万香港ドル



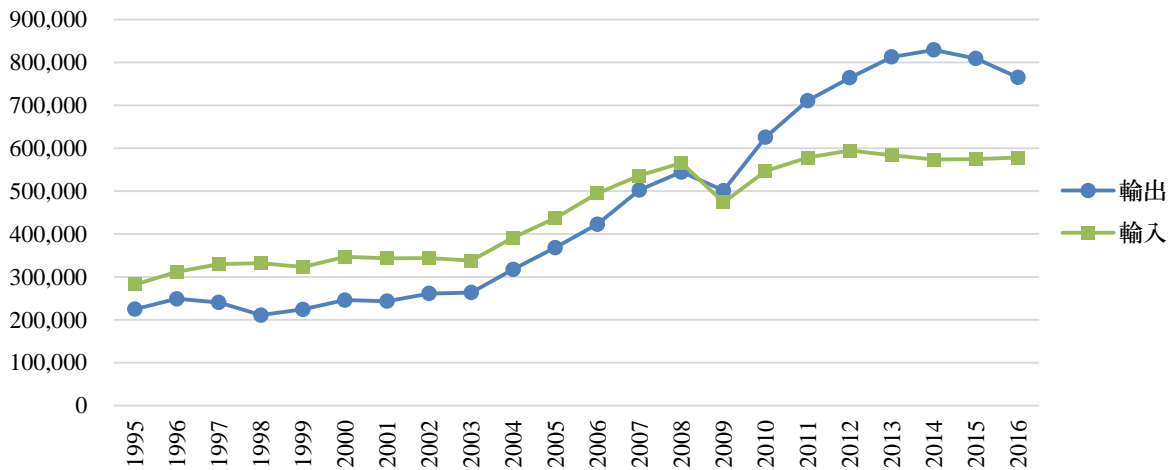
出所: HKTDC Research のデータをもとに作成

b) サービス貿易概況およびこれまでの推移

- 2016 年のサービス貿易の輸出額は前年比 5.5%減の 7,648 億香港ドル、輸入額は同 0.7%増の 5,781 億香港ドル、貿易収支は 1,867 億香港ドルの黒字となっている。
- 直近 2 年で輸出金額が減少傾向であるものの、貿易額全体は拡大傾向にある。

図表 12: 香港のサービス貿易額の推移

単位: 百万香港ドル



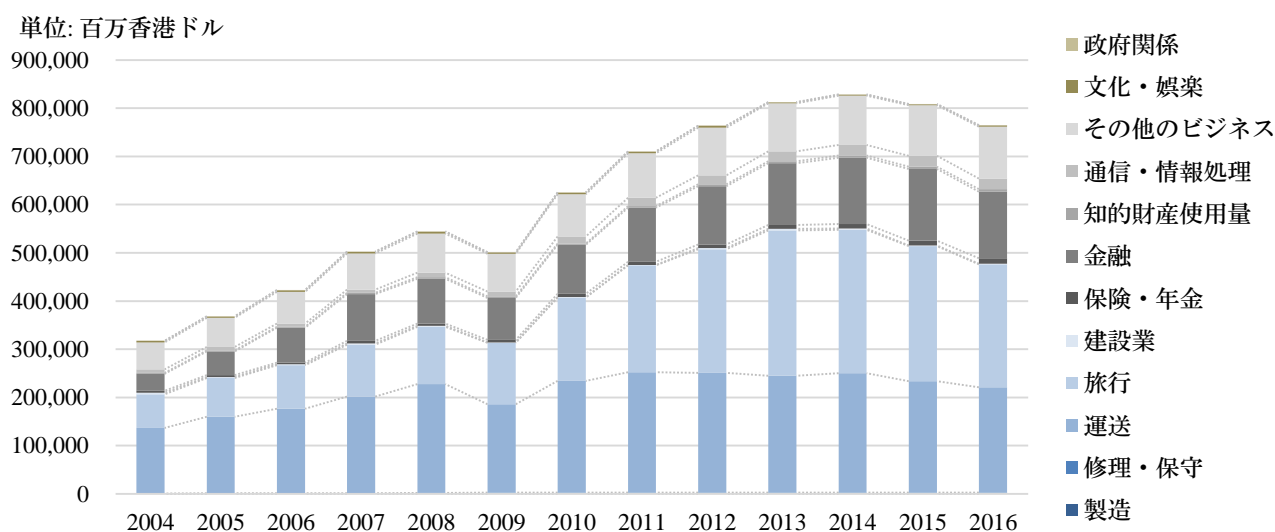
出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

輸出

- 業種別のサービス輸出額は、2017 年においては、旅行、運送、金融の順に大きく、この 3 業種で輸出額全体の 80%を占める。

- サービス輸出の主要相手国・地域としては、中国が第1位であり、ASEANの中ではシンガポールが5番目の輸出相手国となっている。

図表 13: サービスの業種別輸出額(全世界向け)



出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

(単位: 百万香港ドル)

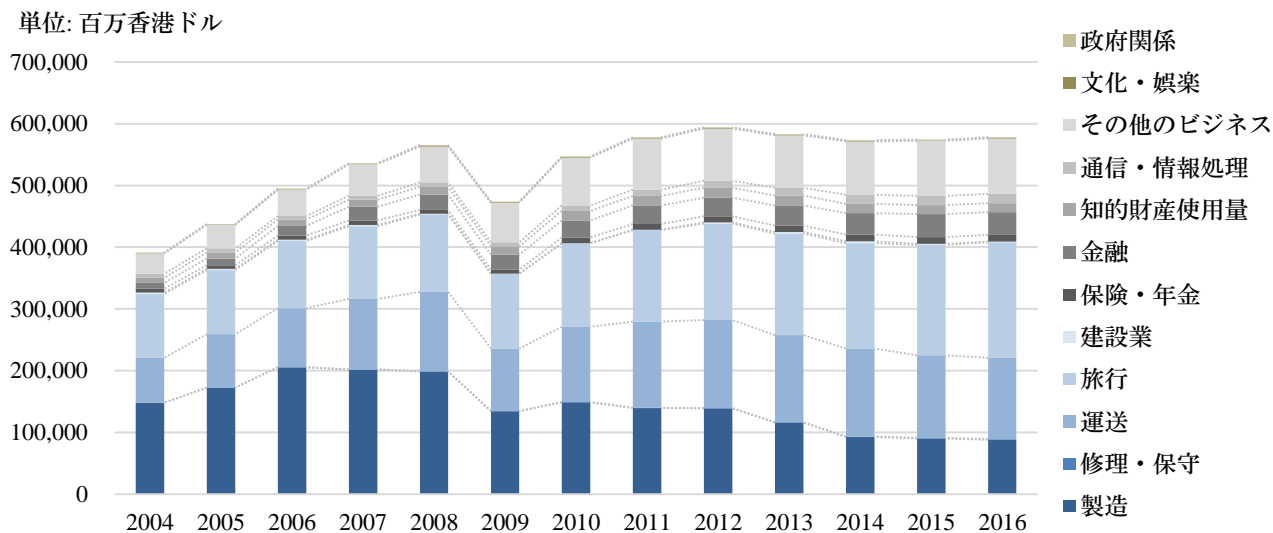
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修理・保守	652	860	1,109	1,473	1,979	2,324	2,567	2,378	2,505	2,351	2,488	2,678	2,628
運送	135,741	159,173	175,180	200,532	225,554	183,646	231,971	250,075	248,494	242,398	247,707	230,876	218,687
旅行	70,084	80,061	90,399	107,304	119,171	127,193	172,472	221,490	256,534	301,969	297,567	280,227	254,962
建設業	2,941	2,436	2,083	2,699	1,580	1,079	1,123	1,111	2,564	3,043	2,818	1,340	944
保険・年金	3,994	3,981	3,557	5,421	4,680	4,811	6,664	6,610	7,224	7,913	9,374	10,143	11,218
金融	35,481	48,753	71,997	97,049	93,425	87,484	101,639	111,910	120,680	128,072	137,000	148,671	138,526
知的財産 使用量	1,696	1,907	2,014	2,792	2,957	2,972	3,110	3,575	4,034	4,450	4,828	4,977	5,225
通信・情報処理	7,357	7,380	7,176	6,497	9,624	9,910	14,220	17,058	18,632	20,454	21,873	22,027	22,134
その他の ビジネス	56,264	60,504	65,709	74,889	81,018	78,318	88,097	92,264	99,082	99,540	102,751	105,280	107,445
文化・娯楽	2,970	2,930	3,225	3,624	3,852	3,043	3,310	3,677	3,676	1,820	2,003	1,999	2,328
政府関係	439	452	473	495	517	524	546	568	601	631	676	731	743
サービス業 全体	317,617	368,438	422,921	502,775	544,358	501,303	625,719	710,716	764,026	812,640	829,085	808,948	764,839

輸入

- 業種別のサービス輸入額は、2016年においては、旅行、運送、製造の順に大きく、この3業種で輸入額全体の70%を占める。

- サービス輸入の主要相手国としては、中国が最も大きく、ASEAN の国としてはシンガポールが全体の 5 番目の輸入相手国となっている。

図表 14: サービスの業種別輸入額(全世界向け)



出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

(単位: 百万香港ドル)

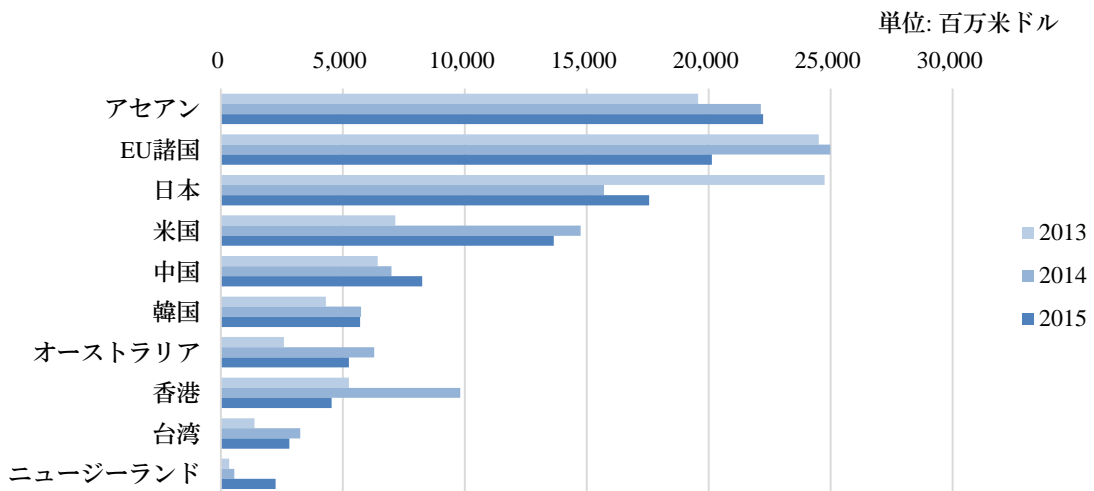
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製造	147,733	172,311	205,273	201,856	198,365	134,340	148,852	139,459	138,884	116,002	92,517	90,019	88,192
修理・保守	206	249	298	400	451	509	525	590	639	796	872	932	1,009
運送	72,799	86,716	95,635	114,094	128,948	101,042	121,961	139,414	142,580	140,573	142,620	134,230	131,387
旅行	103,347	103,474	109,088	117,346	125,326	120,519	134,849	148,071	155,716	164,545	170,672	178,751	187,385
建設業	2,697	2,122	1,872	2,303	1,283	923	413	609	2,500	2,710	2,690	1,317	953
保険・年金	6,122	5,601	6,498	7,507	6,096	6,216	9,262	9,283	9,462	10,406	11,200	11,264	11,047
金融	9,064	10,930	15,674	21,895	24,536	24,360	27,526	30,214	30,528	32,694	34,380	37,291	36,594
知的財産 使用量	8,655	10,022	10,546	11,735	12,539	13,176	15,367	15,640	15,656	15,722	15,030	14,423	14,615
通信・情報処理	6,556	6,670	5,598	5,953	7,233	6,770	8,684	9,783	11,338	12,807	14,752	14,760	15,044
その他の ビジネス	32,811	37,843	42,787	51,334	58,387	64,096	77,667	83,132	84,946	85,045	86,808	89,235	89,660
文化・娯楽	402	403	434	534	1,120	727	649	728	864	754	776	846	983
政府関係	1,200	1,094	1,203	1,103	1,117	1,008	1,176	1,112	1,153	1,163	1,205	1,278	1,236
サービス業 全体	391,593	437,435	494,907	536,060	565,399	473,686	546,930	578,035	594,266	583,216	573,522	574,345	578,106

c) 直接投資概況およびこれまでの推移

i) 香港の対 ASEAN 直接投資

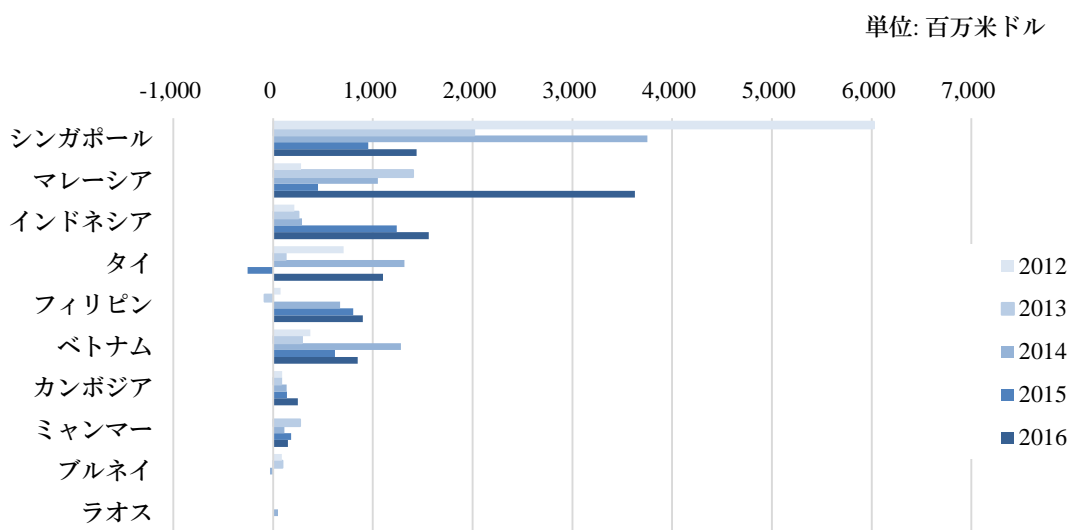
- ASEAN 側の統計によると、香港の ASEAN への直接投資額は、EU を含めると 2014 年では第 4 位、2015 年時点は第 7 位となっている。
- 香港から ASEAN への直接投資額を国別で過去 5 年平均でみると、シンガポール、マレーシア、インドネシアの順に投資金額が多い。
- 過去 5 年の対 ASEAN 直接投資額を産業別でみると、年によってばらつきはあるものの、金融保険業が突出して多く、次いで、製造業や不動産業への投資額が大きい。

図表 15: 世界各国からの ASEAN への FDI 上位 10 カ国・地域



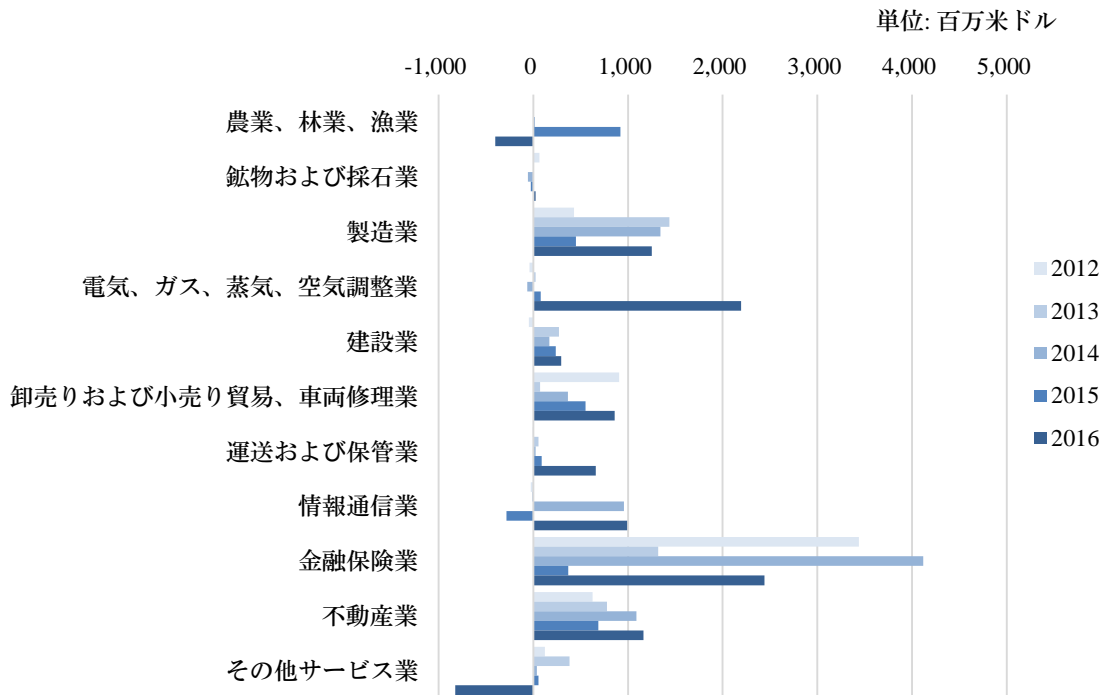
出所: ASEAN Secretariat ASEAN Statistics のデータをもとに作成

図表 16: 香港から ASEAN 各国への FDI (フロー)



出所: ASEAN Secretariat ASEAN Statistics のデータをもとに作成

図表 17: 香港の対 ASEAN 産業別投資額(フロー)



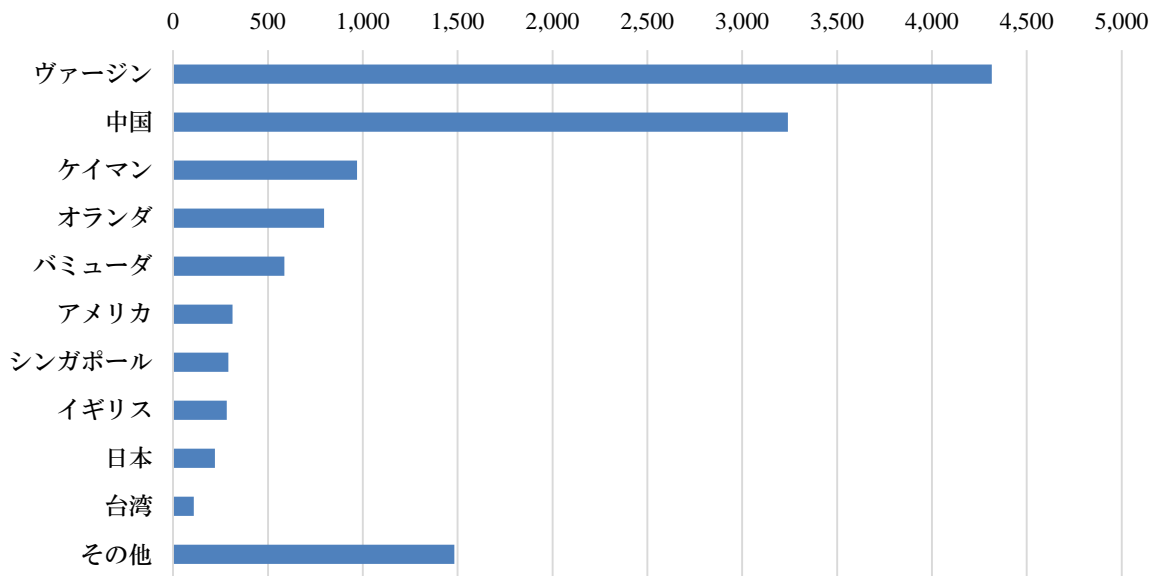
出所: ASEAN Secretariat ASEAN Statistics のデータをもとに作成

ii) ASEAN の対香港投資

- 2016年の香港の対内直接投資金額(ストック)は12兆6,000億香港ドルで、そのうち、ASEANの中では、シンガポールが第7位となっている。
- シンガポールから香港への投資額は、2016年時点では527.83億シンガポールドルと、シンガポールの対アジア投資の13.6%を占め、中国に次いで2番目に多い。
- タイから香港への投資金額は、過去5年平均で見ると、EUおよび米国を上回り最も大きい。業種別にみると、卸売、小売および製造業(約9割が飲料品)が香港への主な投資先である。

図表 18: 香港への直接投資額 (国・地域別、ストック、2016年)

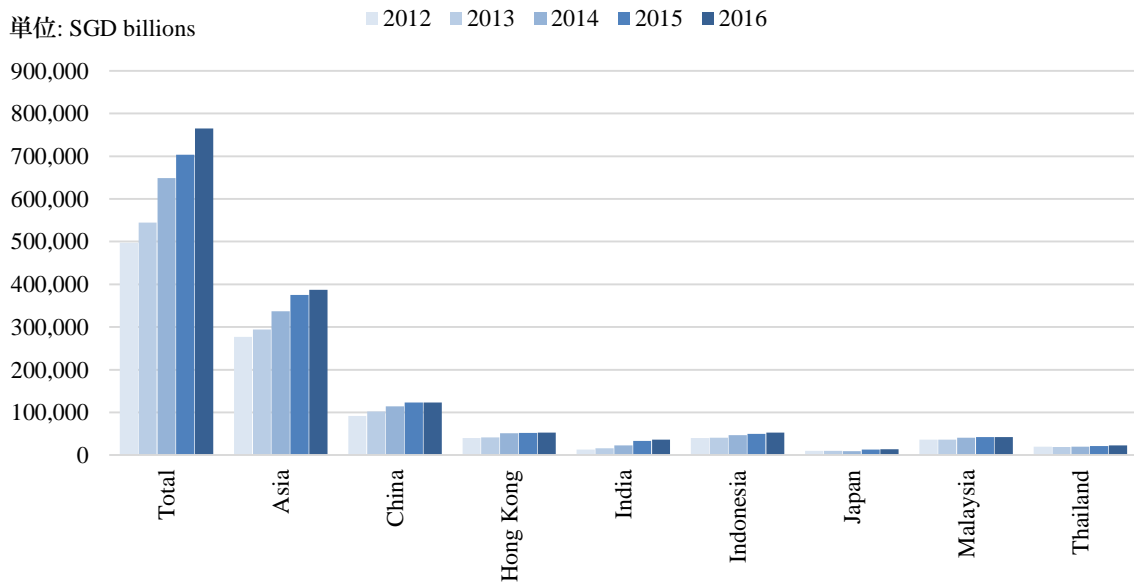
単位: 百万香港ドル



出所: 香港特別行政区統計局のデータをもとに作成

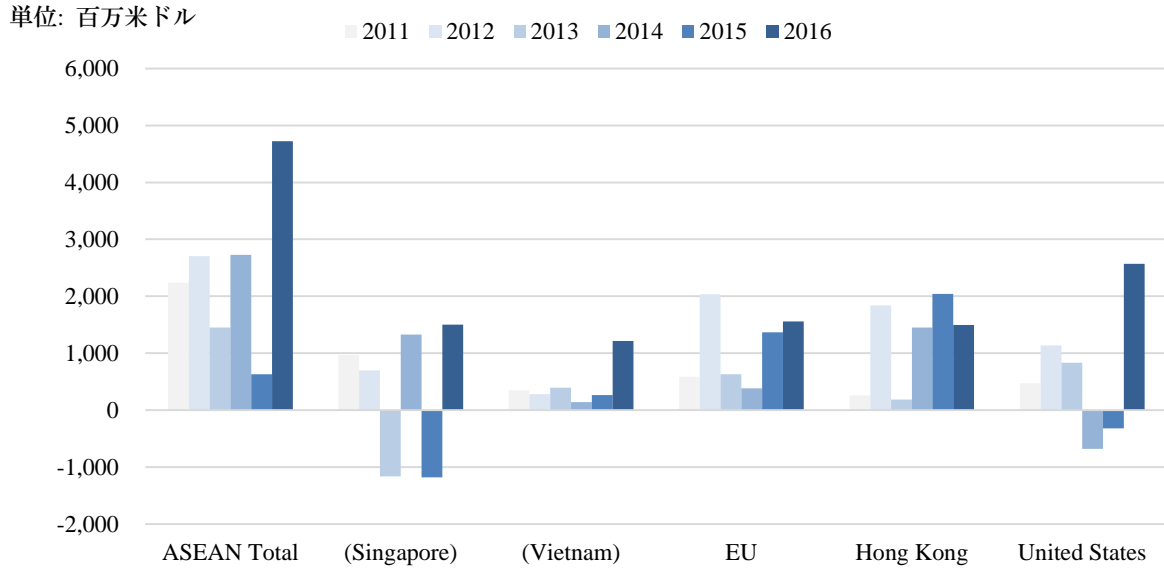
図表 19: シンガポールの対アジア向け直接投資額(国・地域別、ストック)

単位: SGD billions



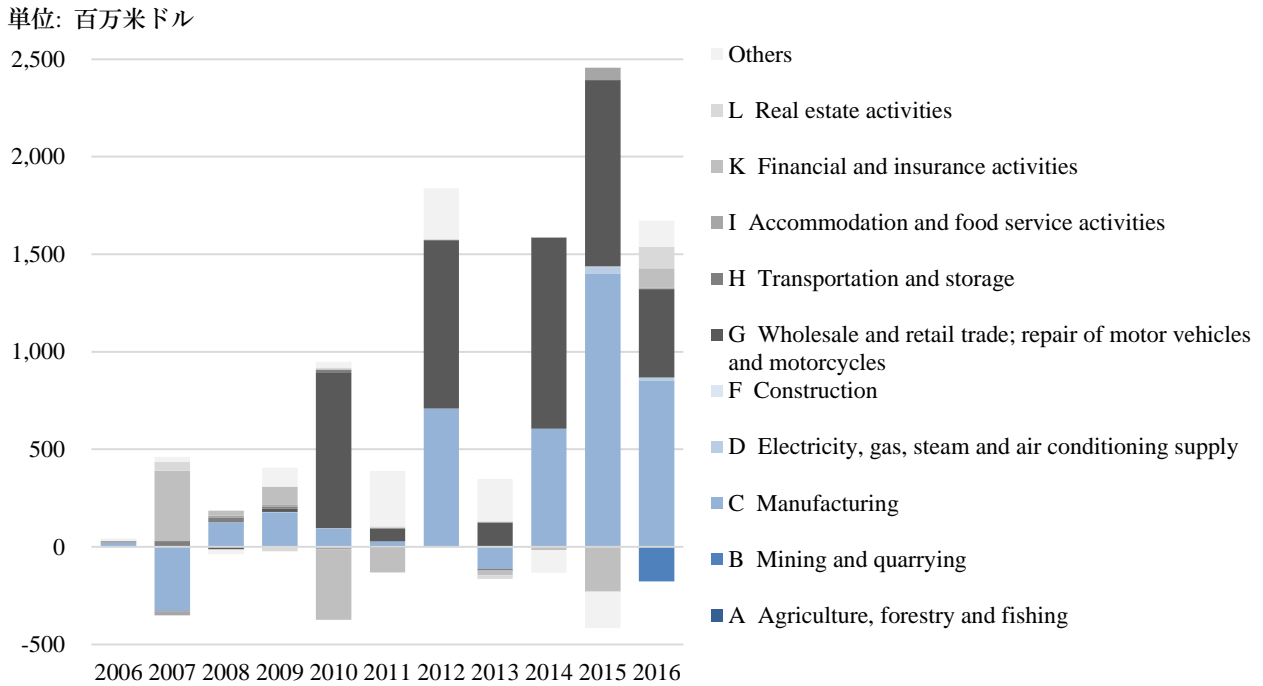
出所: シンガポール政府統計局のデータをもとに作成

図表 20: タイの直接投資額推移 (主要国・地域別、フロー)



出所: タイ中央銀行の統計データをもとに作成

図表 21: タイの対香港直接投資額推移 (業種別、フロー)



出所: タイ中央銀行の統計データをもとに作成

2. 香港・ASEAN FTA の概況

a) AHKFTA 全体の概況

ASEAN と香港

- ASEAN は香港にとって中国に次ぐ 2 番目の財貿易相手先(2017 年)、3 番目のサービス貿易相手先(2016 年)である。さらに、ASEAN は中国が掲げる「一帯一路」構想においても重要な地域として位置付けられている。

AHKFTA 締結まで

- 香港と ASEAN は 2017 年 11 月 12 日、フィリピンで開催された第 31 回 ASEAN サミットにおいて香港・ASEAN 自由貿易協定(ASEAN Hong Kong Free Trade Agreement、以下 AHKFTA)を調印した。協議は 2014 年 7 月から足掛け 3 年に渡った。また、同時に投資の保護、促進、円滑化を網羅し、AHKFTA を補完する役割を担う ASEAN・香港投資協定(ASEAN Hong Kong Investment agreement、以下 AHKIA)も締結された。これら二つの協定を通じ、主に①物品貿易、②サービス貿易、③投資、④経済・技術協力、⑤紛争解決の 5 分野がカバーされる。AHKFTA および AHIA の発効は、各国の批准手続きが異なるため遅れる場合も考えられるが、ASEAN10 カ国のうちの少なくとも 4 カ国および香港内での手続きが完了すれば、最短で 2019 年 1 月の発効が予定されている。

香港および ASEAN の FTA の締結状況

- AHKFTA は、香港および ASEAN 双方にとって 6 番目の FTA 協定となる。特に、香港は近年 FTA 締結を各国と進めており、FTA を用いた貿易ネットワークの拡大を進めている(図表 22)。
- 対して、シンガポールは積極的に各国・地域と協定の締結を進め、既に 31 の国・地域と 21 の FTA を結んでいる(ASEAN により結ばれた FTA を含む)(図表 24)。

図表 22 香港の FTA 締結状況

FTA 締結済み	FTA 交渉中
中国 (2004 年 1 月発効)	ジョージア
ニュージーランド (2011 年 1 月発効)	モルジブ
EFTA (2012 年 11 月発効)	オーストラリア
チリ (2014 年 10 月発効)	
マカオ (2018 年 1 月発効)	
ASEAN (2017 年 11 月締結)	

出所:香港特別行政区 工業貿易署

図表 23 ASEAN の FTA 締結状況

FTA 締結済み	FTA 交渉中
中国	インド(サービスおよび投資)
韓国	日本(サービスおよび投資)(2018 年中に発表予定)
日本	
インド	
オーストラリア・ニュージーランド	

出所: 香港特別行政区 工業貿易署

図表 24 シンガポールの自由貿易協定もしくは経済協定の締結状況

二国間協定締結済み	地域間協定締結済み	妥結済み	交渉中
中国	EFTA(スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) GCC(湾岸協力理事会(サウジアラビア、UAE、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)) 環太平洋地域(TPSEP)	EU	カナダ
インド		TPP	ユーラシア経済連合-シンガポール FTA
日本			メキシコ
韓国			太平洋同盟-シンガポール FTA
ニュージーランド			パキスタン
パナマ			東アジア地域包括的経済連携(RCEP)
ペルー			スリランカ-シンガポール FTA
オーストラリア			ウクライナ
コスタリカ			
ヨルダン			
トルコ			
米国			

出所: International Enterprise Singapore, Singapore Government,

<https://www.iesingapore.gov.sg/Trade-From-Singapore/International-Agreements/free-trade-agreements/Singapore-FTA>

AHKFTA の構成

- AHKFTA は全 14 章で構成される。第 2 章の物品貿易では関税譲許率スケジュール、第 8 章のサービス貿易では規制緩和スケジュールについて記載されており、それぞれ付属書の中で分野別や各国別に詳細が示されている。第 3 章の原産地規則についても、認定手続きの運用や品目別の特別ルールの詳細について付属書で示されている(図表 25)。
- AHKIA は一つの章から構成されており、細かい取り決めについては各国間で Side Agreement として結ぶようになっている。既にブルネイ、マレーシア、シンガポール、とは一部締結済みである(図表 26)。

図表 25: ASEAN・香港自由貿易協定(AHKFTA)の構成

本文	付属書
Chapter 1: Establishment of the Free Trade Area, Objectives, General Definitions and Interpretations (総則)	Annex 2-1: (Schedules of Tariff Commitments) (関税譲許のスケジュール)
Chapter 2: Trade in Goods (物品の貿易)	Annex 3-1: (Operational Certification Procedures) (認証運用手続)
Chapter 3: Rules of Origin (原産地規則)	Annex 3-2: (Product Specific Rules) (物品の具体的な規則)
Chapter 4: Customs Procedures and Trade Facilitation (税関手続きおよび貿易の簡素化)	Annex 3-3: (Product Specific Rules to be reviewed) (見直しが必要な物品の具体的な規則)
Chapter 5: Sanitary and Phytosanitary Measures (衛生植物検疫措置)	Annex 8-1: (Schedules of Specific Commitments) (具体的な譲許のスケジュール)
Chapter 6: Standards, Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures (基準、技術規則および適合性評価手続)	Annex 13-1: (Rules of Procedure for Arbitral Tribunal Proceedings) (仲裁裁判所の訴訟のための手続規則)
Chapter 7: Trade Remedies (貿易救済措置)	
Chapter 8: Trade in Services (サービスの貿易)	
Chapter 9: Economic and Technical Co-operation (経済・技術協力)	
Chapter 10: Intellectual Property (知的財産)	
Chapter 11: General Provisions and Exceptions (一般規則および例外)	
Chapter 12: Institutional Provisions (組織規則)	
Chapter 13: Consultations and Dispute Settlement (協議および紛争解決)	
Chapter 14: Final Provisions (最終規定)	

出所: 香港特別行政区政府工業貿易署 HP https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/text_agreement.html

図表 26: ASEAN・香港投資協定(AHKIA)の構成

協定名	内容
Investment Agreement(投資協定)	特にサービス産業への投資の取り扱いを含むサービス貿易に関する規定を補完する内容。細かい取り決めについては各国間で Side Agreement として締結
Side agreement with Brunei Darussalam, Malaysia and Singapore	上記 Investment Agreement の詳細内容について一部合意(タイトルをつけたり説明を追加)
Side agreement with Singapore	上記 Investment Agreement の詳細内容について一部合意

出所: 香港特別行政区政府工業貿易署 HP https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/side_instruments.html

b) 物品貿易分野の譲許内容

概要

- AHKFTA では、最恵国待遇として ASEAN は香港の原産地品に対する関税を削減・撤廃することで合意した。

関税率譲許状況

- 香港とシンガポールは AHKFTA 発効時にすべての原産地品に対して関税を撤廃する予定である。ただし、香港では酒類(アルコール度数が 30%を超えるもの)、たばこ、石油類、メチルアルコールおよび自動車には、物品税や自動車登録税等の内国税が課税される。シンガポールではアルコール製品(調製品を含む)、たばこ・葉巻、石油製品(ガソリン)、乗用車・二輪車など、合計 238 品目(HS 番号 8 ケタ)が物品税の課税対象。課税基準は、従価税方式または従量税方式となる。
- その他の国は 3 つのグループに分類され、それぞれについて関税の削減・撤廃スケジュール基準が定められている(図表 27)。さらに、国別³および細かな商品別⁴で譲許率の一覧が示されている。

図表 27: AHKFTA 発効後の関税率撤廃・引き下げに関する譲許スケジュール一覧

分野		最終税率	ASEAN 6				カンボジア/ラオス/ ミャンマー	
			ブルネイ/マレーシア/ フィリピン/タイ		インドネシア/ベトナム			
ノーマルトラック	ノーマルトラック 1	0%	85%の品目	3年以内に 65%の品目	75%の品目	3年以内に 50%の品目	65%の品目	8年以内に50% の品目
	ノーマルトラック 2	0%		10年以内に 20%の品目		10年以内に 25%の品目		15年以内に 15%の品目
センシティブトラック	センシティブ品目	0-5%	10%の品目	12年以内に 5%の品目	10%の品目	12年以内に 5%の品目	20%の品目	17年以内に 10%の品目
	高度センシティブ品目	≤50%		14年以内に 5%の品目		14年以内に 5%の品目		20年以内に 10%の品目
除外品目		なし	5%の品目		15%の品目		15%の品目	

出所: HAFTA 第二章付属書 2-1 https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/files/AHKFTA_Chapter_2_Annex_2-1.pdf

グループ別の基本的なスケジュール

- グループ 1: ブルネイ、マレーシア、フィリピン、タイ
 - ノーマルトラックで約 85%の品目の関税を 10 年以内に撤廃し、センシティブトラックで残りの内の 10%の品目の関税を 14 年以内に削減する。
- グループ 2: インドネシア、ベトナム
 - ノーマルトラックで約 75%の品目の関税を 10 年以内に撤廃し、センシティブトラックで残りの内の約 10%の品目の関税を 14 年以内に削減する。
- グループ 3: カンボジア、ラオス、ミャンマー
 - ノーマルトラックで約 65%の品目の関税を 15 年以内に撤廃し、センシティブトラックで残りの内の約 20%の関税を 20 年以内に削減する。

関税譲許トラックについて

³香港特別行政区工業貿易書発表資料より <https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/publications/factsheet/asean.html>

⁴関税譲許率については右記を参照 <https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/tig.html>

- 品目別にノーマルトラック、センシティブトラック、高度センシティブトラックに分類され、それぞれ下記のとおり譲許スケジュールが定められている。

図表 28 関税譲許トラックの概要

トラック	特徴
ノーマルトラック 1	協定発効時から引き下げを開始し、以降毎年 1 月 1 日に毎年同じ割合で関税引き下げを行う。ASEAN6 は 3 年以内に、カンボジア、ラオス、ミャンマーは 8 年以内に関税を撤廃する。 *ただし、既に税率 5% 以下のものについては、毎年同じ割合で引き下げを行う必要がなく、上記の期限までに関税を撤廃すればよい。
ノーマルトラック 2	協定発行時から引き下げを開始し、以降毎年 1 月 1 日に 2 年ごとに同じ割合で引き下げを行う。ASEAN6 については 10 年以内に、カンボジア/ラオス/ミャンマーについては、15 年以内に関税を撤廃。 *ただし、既に税率 5% 以下のものについては、2 年ごとに同じ割合で引き下げを行う必要がなく、上記の期限までに関税を撤廃すればよい。
センシティブリスト	ASEAN6: 発効後 6 年目の 1 月 1 日から引き下げを開始し、遅くとも 12 年以内に 0-5% へ引き下げる。 カンボジア/ラオス/ミャンマー: 発効後 9 年目の 1 月 1 日から引き下げを開始し、遅くとも 17 年以内に 0-5% へ引き下げる。
高度センシティブリスト	ASEAN 6: 発効後 14 年以内に 50% 以下に引き下げる。 カンボジア/ラオス/ミャンマー: 発効後 20 年以内に 50% 以下に引き下げる。

香港原産地品に対する関税撤廃スケジュール

- 香港から ASEAN に輸出される主な原産地品の関税撤廃スケジュールは図表 29 の通りである (詳細は別添 2 を参照)。

図表 29 ASEAN の主要品目別関税撤廃スケジュール(最終関税率 0%)

品目	国	品目率	年限
衣類および衣類付属品(HS 61-62 類)	ブルネイ	100%	3 年以内
	マレーシア	100%	10 年以内
	タイ	98%	10 年以内
	ベトナム		
貴金属・宝石(HS 71 類)	ラオス	100%	8 年以内
	フィリピン	100%	10 年以内
	マレーシア	93%以上	3 年以内
	タイ		
	ベトナム	96%以上	10 年以内
時計およびその部分品 (HS 91 類)	タイ	100%	3 年以内
	ベトナム	100%	10 年以内
	マレーシア	92%以上	3 年以内

	フィリピン		
玩具・遊戯・運動用具およびこれらの部 分品・附属品(HS 95 類)	フィリピン	100%	10 年以内
	ベトナム	98%以上	10 年以内

出所: Frequently Asked Questions, Free Trade Agreement (FTA) and Investment Agreement between Hong Kong (HK) and the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)をもとに作成

適用における原産地規則・認証手続きについて

- 特別原産地規則に従い必要事項を満たす香港の輸出業者は、原産地証明を取得することで、ASEAN 加盟国からの特別関税待遇を請求し、享受することができる。
- 原産地品については、下記の原産地規則を満たす必要がある。

原産地規則

- 特別関税待遇を享受するためには、その物品が下記の 1~3 のいずれかを満たす必要がある。
- なお、原則、AHKFTA 締結国内の原産地品は、輸出国の原産地品と同等とみなされる。
 1. 輸出国ですべて入手されたまたは加工された物品
 2. 一つ以上の国の材料で、一つの輸出国のみで加工された物品
 3. 輸出国ですべて入手されたまたは加工された製品ではないが、原産地規則第 5 条(下記)で示された物品
 - 原産地規則第 5 条: 域内原産割合(Regional Value Content, RVC)が下記計算式のいずれかで 40%以上⁵になる場合は、原産地品として取り扱う。その他、付属書 3-2 に示される商品特別規則を満たす場合には、原産地品として取り扱われる。

<域内原産割合の計算式>

$$\text{直接/積み上げ方式} \quad RVC = \frac{\text{AHKFTA原産材料費} + \text{直接労務費} + \text{直接管理費} + \text{その他費用} + \text{利益}}{\text{FOB 価格}} \times 100\%$$

$$\text{間接/減算方式} \quad RVC = \frac{\text{FOB 価格} - \text{域外の原材料} \cdot \text{部品} \cdot \text{製造価格}}{\text{FOB 価格}} \times 100\%$$

例えば、香港において、FOB 価格 20,000 香港ドルの物品を日本原産の 3,000 香港ドルの原材料とタイ原産の 10,000 香港ドルの原材料(それ以外の原材料は全て、香港原産)を用いて加工・製造した場合、 $(20,000 - 3,000) \div 20,000 = 85\%$ (間接/減算方式。この場合、タイ原産の原材料は香港原産と同一にみなされるため、減算しない)となるため、当該物品は香港の原産地品に該当する。

原産地品の認証手続き

- 原産地証明書は「Form AHK」と呼ばれ、香港特別行政区政府(香港政府)商務・経済發展局(CEDB)または香港政府が認定する証明機関(Government Approved Certification Organization,

⁵ 原産地品として認められる条件は FTA によって異なる。例えば、ASEAN-インド FTA では、RVC は 35%以上、もしくは非原産品で最低 HS コード 6 桁の変更がされた商品のみ認められる。

GACO)⁶を通じ交付を受ける必要がある。なお、ASEAN から香港へ物品を輸出する場合は、原産地証明は不要である。

- 香港から ASEAN への輸出にあたり RVC を適用する場合は、FOB 価格を原産地証明書へ記載する必要がある。複数の製品を一枚の原産地証明書に記載して提出することも可能である。
- 原産地証明書の作成に必要な情報は本報告書別添 1 の通りである。その他詳しい手続き方法については、FTA 発効までに商務・経済発展局から正式な公布がある予定である。

その他(通関円滑化、検疫、技術関連規定、貿易救済等)

- **通関手続きおよび貿易円滑化:**

FTA の第 4 章にて、通関手続きおよびその実施が予見可能で、一貫性かつ透明性があり、貿易を円滑化するよう、各国・地域が相互に協力することを定めている。また、IT 技術の活用や、輸入書類の電子形式での事前提出、窓口の一本化等も推進している。

- **貿易救済措置(ダンピング防止、相殺およびセーフガード措置):**

WTO 協定に基づいた権利と義務を有する。

- **検疫・技術関連規定:**

衛生および植物検疫措置と貿易における技術的な障害(物品貿易において直接または間接的に影響を及ぼす技術規定、基準、適合性評価手続きを含む)について、香港と ASEAN 間で協力を強化する。

c) サービス貿易分野の譲許内容

概要

- サービス分野において、更なるビジネスチャンスと市場アクセスの法的な信頼性を提供することを目的とする。香港・ASEAN の国・地域内にある様々なサービス分野の中で、一部の特別な制限を除き、サービス業およびサービス提供者が、お互いの市場において下記の恩恵を享受できることになっている。
 - 1 同じ環境で片方の国・地域のサービス提供者がもう一方の国・地域のサービス提供者と同じ待遇を受けることができる(内国民待遇)。
 - 2 規制(外資資本出資、サービス提供者又はサービス業務の数、サービス取引額、雇用者数、法人や合弁企業要件の種類)の緩和・撤廃。
 - 3 香港からのビジネス訪問者、企業内転勤者、契約サービス提供者および個々の専門家は、ASEAN 各国の承諾状況に応じて一時的な滞在が認められる。逆に、ASEAN からのビジネス訪問者と企業内転勤者も香港での一時滞在を認められる。特に、香港からのビジネス訪問者は最長 90 日間までの一時滞在が可能。企業内転勤者は 2 年以内(ただ

⁶ 現在、認定証明機関と認められているのは、下記の 5 機関である。

- The Hong Kong General Chamber of Commerce
- The Indian Chamber of Commerce, Hong Kong
- The Federation of Hong Kong Industries
- The Chinese Manufacturers' Association of Hong Kong
- The Chinese General Chamber of Commerce

し、さらに2年の延長可能)の滞在が可能。さらに、マレーシアとベトナムは個別の専門家や契約サービス提供者等、他のカテゴリーへも規制緩和の対象を拡げている。

規制緩和対象となる法人の定義

- 規制緩和の対象となるその国の法人(a juridical person)および自然人(a natural person)は下記のように定義される。
 - o 法人: その国の準拠法に基づいて正式に設立された主体。
 - o 自然人:
WTO の Article XXVIII(k)で示される通り、国民と永久居民は同じ待遇で扱う。ただし、タイは WTO に届け出を出していないため、タイ国内には国民と永久居民が存在するものの、個人は国内法で認められた国内外に住む国民のみに限定される。⁷
- また、法人(サービス提供者)が現地の支店や駐在員事務所のような別の商業拠点を通じてサービスを提供する場合にも基本的には適用される⁸。また、サービス提供が越境で行われる場合や現地の商業拠点(支店や駐在員事務所)を通して行う場合に資本の移動が必要であれば、それを許可しなければならない⁹と規定される。
- したがって、日本の会社の子会社である香港現地法人、支店および駐在事務所も本規制緩和の対象となりうる¹⁰。

各国別の譲許内容の概況

- 国別・分野別の譲許内容については、(1)市場アクセスに関する制限、(2)内国民待遇に関する制限の2点について、それぞれ4つのサービスの提供方法別(越境、海外での消費、商業拠点、自然人の拠点)の規制緩和について詳細に記載されている。
- 基本事項については上記に述べたように合意書本文で取り決められているものの、実際は各国で譲許内容が細かく規定されているため、項目別に確認をとる必要がある(別添3)。
- 今回の譲許により、主に下記の国・分野でのサービス貿易に関しては、日本から ASEAN 各国へ展開するよりも、香港法人を経由して ASEAN 各国へ投資したほうが有利と思われる。
 - o ブルネイ: 音声メールサービス、建設業、海上貨物輸送
 - o ラオス: エンジニアリングサービス、建設業、保険、卸売り
 - o マレーシア: 会計・監査・簿記サービス、エンジニアリング観光サービス、海上貨物輸送
 - o タイ: 情報処理サービス(データベース、翻訳・通訳)、ごみ処理サービス
 - o フィリピン: 石油関連サービス(探査・開発、精製、ターミナル)

その他

- その他、サービス貿易円滑化のための一般的な義務を定めており、透明性のある公平な規制制度を国内で整備・維持することを参加国全てに求めている。

⁷ Subparagraph (j), Article 1, Chapter8, AHKFTA より

⁸ Subparagraph (P), Article 1, Chapter8, AHKFTA より

⁹ Paragraph 1, Article 16, Chapter 8, AHKFTA より

¹⁰ ただし、駐在事務所は営利活動ができないため、実質的には本 FTA によりメリットを受けることはない

- 今後市場アクセス緩和のさらなる自由化へ向けた議論を進めるための定期的なレビューの仕組みも設けている。本 FTA に基づき合同委員会が設立され、1)AHKFTA および AHKIA の実施運営状況をレビュー、2)検討の上、各参加国・地域へ修正を依頼、3)FTA 発効後、1 年以内に最初の会合を招集(開催場所は、ASEAN 各国と香港交互とする)。なお、本 FTA は、セーフガードや補助金などの適用を阻害しないとされている。

d) その他(経済技術協力、知的財産権等)

経済技術協力

- ASEAN 各国の経済状況が異なることを考慮し、FTA では経済・技術協力に関する取り決めがあり、能力開発プログラムや技術援助を通して FTA の効果を高めることを目的としている。経済技術協力(ECOTECH)活動では 5 つの優先分野がある。
- ECOTECH プログラムに対して、香港政府はすでに今後 5 年間に渡り合計 2,500 万香港ドル(約 3.2 百万米ドル)の支出を表明している¹¹。
- 優先対象分野: 税関協力、専門サービス、中小企業協力、貿易円滑化と物流、電子商品取引協力
- 実施方法: セミナー、ワークショップ、展示会、訪問

知的財産権

- WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」¹²に基づくこと、さらに本協定参加国・地域は、知的財産権の分野で協力体制を推進・強化することで合意している。

紛争解決

- 協定締結国・地域は、紛争解決のための協議会の設置および法廷の開廷を請求することができる。ただし、貿易救済措置、知的財産権、経済技術協力に関わる紛争には適用されない。
- 解決方法として、まず協定締結国・地域に対して、紛争解決の協議を要求することができる。要求された国は期限内に回答、協議の開始、解決を図らなければならない(図表 30)。期限内に解決しなかった場合、もしくは要求を受けた国が協議に応じなかった場合は、紛争法廷の設置を要求することができる。

図表 30 紛争協議の各手続き期限

事項	回答期限	協議開始期限	解決期限
緊急事項(食品などの腐りやすいものを含む)	7 日以内	10 日以内	20 日以内
上記以外の事項	7 日以内	30 日以内	60 日以内

¹¹ 取り組むプログラムの詳細については、香港特別行政区工業貿易署のサイト

(https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/files/ECOTECH_Work_Programme.pdf)に示されている

¹² TRIPS 協定に関する詳細は特許庁のウェブページを参照(https://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/trips/ta/mokuji.htm)

e) 投資に関する譲許内容

概要

- 香港・ASEAN 投資協定(AHIA)は、特にサービス産業への投資の取り扱いを含むサービス貿易に関する規定を補完するものとして位置付けられている。投資促進および円滑化とは別に、協定国・地域でのサービス業以外の分野の投資での非差別的な待遇を禁止し、すべての分野での投資を保護することとなっている。
- 投資の保護においては、下記の項目が示されている。
 - 公平で平等な投資待遇の付与
 - 投資の保護と安全の付与
 - 投資の収用の場合には、合意した基準によって、国際通貨基金(IMF)により定められた通り自由に使える通貨での補償
 - 戦争や武装衝突、内戦またはそれに類似する出来事により生じた投資の損失や損害の補償においては、非差別的待遇を付与
 - 投資と収益の自由な移動を認める

各国間での協議事項

- 下記については、Work Programme での協議項目とされており、現在のところ詳細はまだ殆ど示されていない。発効後1年以内に各国間で協議・妥結することとなっている。
 - 留保の条件およびスケジュール(Annex 1: Schedule of reservation の項目)、ならびにその修正方法
 - 収用の際の徴税方法(Article 10 (Expropriation and Compensation)への適用)
 - その国の自然人(natural person of a Party)の定義
 - 国と投資家間の投資をめぐる紛争項目について(Article 20 (Settlement of Investment Disputes between a Party and an Investor))

法人および個人の定義

- 法人についてタイとフィリピンにおいては、一部除外事項が記載してあるため、注意が必要。
- その国の自然人(a natural person of a Party)の定義として、附帯合意(side agreement)にて、香港は永久居民(a permanent resident)、シンガポール、マレーシア、ブルネイの3カ国は国民または市民、もしくは永久居民に該当する点で合意している。

3. 日本の中小企業の FTA 活用可能性について

a) 日本企業の香港を活用した ASEAN 展開の事例

- 地理的な観点や FTA・租税条約等の締結状況の観点から、現時点においては、日本企業の ASEAN における地域統括拠点としては、香港ではなくシンガポールが主流となっているのが実態である。
- 法律の透明性、税率および優秀な英語人材などの観点においては香港とシンガポールはほぼ同水準であり、シンガポールとの比較した場合の香港の優位性は中国との地理的・政治的および経済的結びつきが最も大きい点であろう。
- 具体的な香港の活用事例としては、中国を主力市場と位置づけているインフィニティ(日産自動車)がグローバル本社を香港に設置していることや、主要製品(ミシン)の製造拠点が中国であり、主要販売エリアが東南アジアであるブラザー工業が当該製品の地域統括拠点を香港に設置していること、中国を注力市場と位置づけ更に株式市場での資金調達ニーズがある日清食品が香港証券取引所で上場していること、などが挙げられる。
- 上記にて言及した大企業のみならず、中小企業の香港を活用した ASEAN への展開事例についても、中国とのビジネスの延長線上で ASEAN とのビジネス関係も構築している事例が多いものと推測される。
- 近年、一帯一路構想や AHKFTA の締結などにより、香港を取り巻くビジネス環境が大きく変化していることから、日本企業による香港の活用方法も今後変化していく可能性がある。

b) FTA を踏まえた日本企業の香港を活用した ASEAN 展開の可能性について

物品貿易

- 前述の通り、AHKFTA による関税の譲許の適用を受けるためには、輸出品が香港・ASEAN の原産地品であることが認められる必要がある。
- しかし、前述の通り、2017 年における香港から ASEAN への輸出総額に占める香港原産地品の割合はわずか 2.8%に過ぎず、その中で日本企業が関与している輸出は更に限定的である。また、現時点において香港にて製造活動を行っている日本企業も存在するものの、非常に限定的であるのが実態である。
- 一方で、AHKFTA の発効により、香港を ASEAN 市場への輸出のための製造・卸拠点として活用できる可能性は拡大することから、「中国本土と香港の経済連携緊密化協定(CEPA)」を活用した中国への輸出と合わせて、新規に香港を製造・卸拠点として活用を検討し始める日本企業は増加する可能性がある。
- 貿易面で AHKFTA を通じて香港を活用する視点としては、香港でのみの調達・加工にこだわらず、AHKFTA 締結国全域での調達を考えることも可能である。例えば、中国製の部品とベトナム製の原材料を香港において加工して製造するケース(中国製の部品価格は FOB 価格の 40%未満)などである。
- ただし、その検討の際には、AHKFTA および CEPA によって享受できるメリットだけでなく、コストの安い中国・ASEAN 域内ではなく香港に拠点を置くことによるコスト上昇について、慎重に検討する必要がある。

サービス貿易

- サービス貿易に関しては、香港企業(日本企業の子会社・支店を含む)、あるいは、香港企業が50%超の株式を保有する ASEAN における現地法人がサービスの提供主体であれば、譲許を受けられる場面が多いため、物品の貿易と比較して、日本企業がメリットを享受できる場合が多いと考えられる。
- 図表 31 は、AHKFTA の譲許事項と、日本と各国との EPA、あるいは、各国の外資規制を比較した場合に、日本企業の香港子会社からサービスを展開したほうが有利であると思われる業種・サービスを国別に抜き出したものである。これらサービス分野の企業の ASEAN へのビジネス展開においては、日本企業が香港法人を活用して ASEAN 各国でサービスを展開するメリットがあると考えられる。

図表 31：日本企業にとって香港子会社から投資した方がメリットが大きいと思われるサービス（国別）

国	業種	日本からの投資の場合 ¹³ の制限	香港からの投資の場合(AHKFTA) の制限
ブルネイ	音声メールサービス	外資は 30%以下	制限なし
	建設業	外国籍社員数は半数以下	制限なし
	海運	外資は 40%以下	制限なし
ラオス	エンジニアリング	外資は 49%以下	制限なし
	建設業	外資は 49%以下	外資は 70%以下
	保険	外資は 49%以下	外資は 51%以下
	卸売り(資本金 40 億以下)	投資不可	経済需要テストを満たせば、外資は 49%以下
マレーシア	会計・監査・簿記	外資は 35%以下	外資は 49%以下
		専門職員数は最低 5 名	専門職員数は最低 2 名
	エンジニアリング	外資は 10%以下	外資は 30%以下
	ホテル(4-5 星)	外資は 35%以下	外資は 49%以下
	旅行代理店	外資は 30%以下	外資は 49%以下
	海運	外資は 30%以下	外資は 40%以下
タイ	データベースサービス	外資は 50%以下	外資は 70%以下
	翻訳・通訳	外資は 50%以下	外資は 70%以下
	ごみ処理	外資は 50%以下	外資は 70%以下
フィリピン	石油・ガスの探査・開発	外資は 40%以下	外資も 100%まで可能(大統領の許可が必要)
	石油精製	外資は 40%以下	制限なし
	石油ターミナル	外資は 40%以下	制限なし

出所: 香港特別行政区工業貿易署、経済産業省

¹³ 各国との EPA および外資規制のうち、有利と思われる内容を抽出。

- 図表 31 以外にも、多岐に渡る譲許が存在するため、ASEAN 展開を見据えるサービス企業は、前述の早見表を参照されたい。

以上

香港・ASEAN FTA にかかる調査報告書

2018 年 3 月作成

作成者： YCP Hong Kong Limited (香港プラットフォーム・コーディネーター)

ジェトロ香港事務所

Room4001, 40/F., Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, HONG KONG

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、ジェトロ香港事務所が YCP Hong Kong Limited に作成委託し、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業」の一環として作成したものです。2018年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびジェトロ香港事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびジェトロ香港事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ香港事務所
E-mail：HKG@jetro.go.jp

JETRO